

議案第 4 4 号

さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 2 月 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 8 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第 6 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>3 9 万円</u>を支給する。ただし、規則で定める出産については、<u>3 9 万円</u>に 3 万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 ~ 7 [略]</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第 6 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>3 5 万円</u>を支給する。ただし、規則で定める出産については、<u>3 5 万円</u>に 3 万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 ~ 7 [略]</p> <p>（<u>出産育児一時金の支給額の特例</u>）</p> <p>8 <u>平成 2 1 年 1 0 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの間に被保険者が出産した場合における第 6 条第 1 項の規定の適用については、同項中「3 5 万円」とあるのは、「3 9 万円」とする。</u></p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。